

## 第1条 BizSTATION 振込不着明細通知サービス利用規定

1. BizSTATION 振込不着明細通知サービス(以下「Biz 振込不着明細通知サービス」といいます。)とは、BizSTATION 総合／給与振込サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」を含みます。以下同じです。)をお申込のお客さまが BizSTATION 利用規定に定める総合振込取引および給与賞与振込取引ならびに BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める総合振込取引および給与賞与振込取引(以下「振込取引」といいます。)において、何らかの理由でお客さまの指定した振込先に入金できない振込明細に対して、お客さまに連絡する事なく強制資金返却を行うサービスのことをいいます。
2. Biz 振込不着明細通知サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 振込不着明細通知サービス利用規定(以下「Biz 振込不着明細通知サービス規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスに関しては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定とし、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」に関しては BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定とします。)を適用するものとします(BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」に Biz 振込不着明細通知サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 振込不着明細通知サービス規定と BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定が抵触する場合には、Biz 振込不着明細通知サービス規定が優先されるものとします。

## 第2条 サービスの内容

1. Biz 振込不着明細通知サービスは、当行所定の企業コードを指定した振込取引が対象となります。
2. 前項における振込取引に対して、被仕向銀行あるいは被仕向支店において振込不能の振込明細(以下「振込不着明細」といいます。)があつた場合、当行はお客さまにその旨お伝えすることなく、強制資金返却により第4条によりあらかじめ届け出いただいた指定の預金口座(以下「入金口座」といいます。)に振込資金を入金します。BizSTATION 利用規定第 10 条第6項にかかるわらず、当行はお客さまに強制資金返却された旨のご連絡はいたしませんので、お客様の責任において、第4項または第5項に定める方法においてご確認いただくものとします。
3. 前項の処理に対して、BizSTATION 利用規定第 10 条第1項または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 13 条第1項記載の組戻しに係る手数料(以下「訂正組戻手数料」といいます。)および消費税(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、BizSTATION 利用規定第1条第4項第2号または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第1条第5項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落すことができるものとします。なお、BizSTATION 利用規定第9条、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 12 条ならびに BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定第9条第2項の振込手数料および消費税は返却いたしません。
4. 第2項の振込不着明細と不能事由は、当行所定の手続きのうえ、以下のいずれかの方法でご確認いただけます。ただし、BizSTATION サーバ接続サービスにおいて、第1号および第3号のサービス提供はありません。
  - (1) BizSTATION 利用規定第 13 条における振込入金明細照会
  - (2) BizSTATION 取引通知サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める取引通知サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める取引通知サービスを含みます。)の振込入金明細または入出金明細
  - (3) BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービス
5. BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」をお申込のお客さまにおいては、第4条による届け出により、総振フォーマット返却にてご確認いただけます。なお、総振フォーマット返却をお申込のお客さまは、第4項第3号の方法により振込不着明細と不能事由のご確認をいただくことならびに第4項第1号および第2号の方法により不能事由をご確認いただくことはできません。
6. 同第4項および第5項で提供する振込不着明細の提供期間は、当行所定のものとします。

## 第3条 利用手数料

Biz 振込不着明細通知サービスの利用にあたっては、Biz 振込不着明細通知サービス利用手数料および消費税をいただけます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 振込不着明細通知サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 振込不着明細通知サービス利用手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

## 第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 振込不着明細通知サービスは、BizSTATION 総合／給与振込サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. 前項に限らず、BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービスをご利用またはお申込のお客さまのうち、BizSTATION 振込送金組戻し・訂正サービスの対象取引において BizSTATION 総合振込／給与振込をご利用またはお申込のお客さまは、第2条第5項の総振フォーマット返却を申込むことはできません。
3. Biz 振込不着明細通知サービスの利用を申込まれる方は Biz 振込不着明細通知サービス規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
4. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 振込不着明細通知サービスのお申込を承諾しないことがあります。
5. お客さまは、当行所定の方法により Biz 振込不着明細通知サービスを取止めることができます。この場合、BizSTATION 総合／給与振込サービスは引き続きご利用になれるものとします。
6. BizSTATION 総合／給与振込サービスを取止めの場合は、Biz 振込不着明細通知サービスも取止めるものとします。

## 第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 振込不着明細通知サービスを取止めできるものとします。
  - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2) お客さまが Biz 振込不着明細通知サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz 振込不着明細通知サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 振込不着明細通知サービスは、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

## **第6条 関係規定の適用**

Biz 振込不着明細通知サービス規定および BizSTATION 利用規定または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

## **第7条 サービス内容または規定の変更**

当行は Biz 振込不着明細通知サービスまたは Biz 振込不着明細通知サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

## **第8条 免責事項**

当行は、Biz 振込不着明細通知サービスによる取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、生じた損害については責任を負いません。また、お客様は、振込不着明細と不能事由とを第2条第4項および第5項にしたがって自らの責任において直ちに確認するものとし、確認を怠ったことによって生じた損害について当行は責任を負いません。

## **第9条 補則**

1. 旧 UFJ 店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズの振込不着明細通知サービスをご利用の場合、当行所定の日より Biz 振込不着明細通知サービスがご利用になるものとします。
2. 前項にあたっては、U-LINE 振込不着明細通知サービス特約書の内容に基づき、U-LINE 振込不着明細通知サービス利用申込書 兼 手数料引落依頼書を以って、当行所定の日から Biz 振込不着明細通知サービスの利用を申込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE 振込不着明細通知サービス利用申込書 兼 手数料引落依頼書および特約書に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズの振込不着明細通知サービスに準じた Biz 振込不着明細通知サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズの振込不着明細通知サービスご利用者が Biz 振込不着明細通知サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならびに Biz 振込不着明細通知サービス規定をご了承されたものとします。

## **第10条 補則(その2)**

1. Biz 振込不着明細通知サービス規定は 2021 年 9 月 13 日をもって「振込不着明細通知サービスに関する特約書」に記載された内容から変更されたものとす。
2. 2021 年 9 月 12 日以前に Biz 振込不着明細通知サービスの利用を申込まれた方は、2021 年 9 月 13 日時点で Biz 振込不着明細通知サービス規定の内容をご了承されたものとし、それ以降は Biz 振込不着明細通知サービス規定が適用されるものとします。

以上